

議会改革検討調査会記録

1 日 時 平成29年5月17日（水曜日）

開 会 午前 9時 57分

閉 会 午前 11時 23分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長 柞 山 数 男

副座長 江 西 照 康

委 員 久 保 大 憲

// 竹 田 勝

// 上 野 蛭

// 木 下 章 広

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 大 島 満

// 尾 上 一 彦

// 村 石 篤

// 佐 藤 則 寿

// 赤 星 ゆかり

// 村 家 博

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主任	金井 沙織

6 協議結果について

(1) 新たな検討事項について

各会派から新たに提案された検討項目については、内容によって、喫緊の課題や一定程度の検討期間が必要なものなど、さまざまな項目があるため、優先度別に短期的課題、中期的課題、長期的課題に分類して、短期的課題に位置付けたものから優先的に検討を行うものとする。

なお、この分類案については、次回の調査会において提示する。

(2) 一般質問における年間の持ち時間について

一般質問の年間の持ち時間を1人90分から120分に拡充（会派持ち時間制は継続）する見直しを、平成29年6月定例会から実施する。

なお、本見直し実施後の一般質問の状況を見ながら、必要に応じて、さらなる検討を行うことも必要であるとの意見もあった。

また、これに合わせて、一定例会での議員一人当たりの一般質問時間を、最長90分から60分以内に見直すこととする。

(3) ケーブルテレビ放映における検討課題について

生中継を実施する。詳細については、今後、事務局とケーブルテレビ事業者で調整を行い、その結果を改めて、次回の調査会で報告し、最終決定する。

7 会議の概要

座長 　　少し早いようですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。
ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 　　協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、竹田委員、木下委員を指名いたします。
これより、本日の協議事項に入ります。
協議事項は、お手元に配付の3項目であります。
それでは、協議事項1番目の新たな検討事項についてであります。
各会派から御提案いただいた検討事項について集約したものを、お手元に配付しておきましたので、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料「議会改革検討調査会の検討事項について」により説明〕

座長 　　ただいま説明のありました、これらの検討

事項につきましては、内容によって、喫緊の課題や一定程度の検討期間が必要なものなど、さまざまな項目があるため、優先順位を決めて検討を進める必要があるかと思えます。

そこで、私からの提案であります。前任期中と同様に、取り扱う事項を、早期に解決すべき課題については短期的課題、1年から2年のうちに解決すべき課題については中期的課題、議員任期中に解決すべき課題については、長期的課題としてそれぞれ分類し、短期的課題に位置づけたものから優先的に検討を行っていけばどうかと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。

短期・中期・長期の分類（案）につきましては、正副座長で協議して、次回の本調査会においてお示ししたいと思えます。

次に、協議事項2番目の、一般質問における年間の持ち時間についてであります。

この件につきましては、改選前から本調査会において協議を行っておりましたが、議論がまとまらず、今任期中に引き継ぐこととなったものであります。

そこで、本日改めて、各委員からの御意見を伺いたします。

皆さんの御意見をお聞かせください。

赤星委員

おはようございます。一般質問は、現在、議員1人当たり、答弁を含めて90分以内とされておりますが、年間ではなく、また、会派の持ち時間制ではなく、定例会ごとに質問を希望して通告をした議員については、1人当たり、答弁を含めまして最低60分は保障すべきということを考えております。

村石委員

私も基本的には赤星委員と同じ内容です。まず、年間の持ち時間とすると一それも、会派に割り当てられるということは、これは改めるべきということで、あくまで、議員一人一人の個人に質問時間が割り当てられるべきというぐあいに思います。その理由としては、県内の議会、あるいは、中核市の議会を調べても、このような一会派に質問時間が割り当てられているという、富山市のような規定を持っているところはありません。だから、富山市議会としては、他市の議会の状況を見ながら変えるべきだというぐあいに思います。それでは、1人当たりの時間ということになると、多くは60分です。例えば青森市、それから豊橋

市、豊田市、大津市は、1人当たり、定例会ごとに60分です。ただし、60分でないところもあります。お隣の金沢市です。金沢市は40分以内ということになっています。ですから、やはり富山市議会として、議会が変わったということを示すためにも、ここは、定例会ごとに1人の議員が60分以内の質疑ができるように決めることが必要ではないかと思っています。

木下委員

私も、一般質問については、まずは1人当たり60分一会派ではなく、議員個人に帰属する時間として、60分というふうに考えております。一般質問というものを考えたときに、市当局と議員の間だけで取り交わされるものではなくて、そこには市民が存在するはずなのです。そして、その市民を交えて、3者が交えて、市政の課題に関して共有し、考える、大切な時間であると考えます。この時間を減らしたり、また、極度に制限を設けることは、開かれた議会と逆行し、閉ざされた議会に向かっていくというふうに考えられます。それに、年間単位で質問時間を考えた時に、政策課題がいつ、その議員に対してあらわれるかわからない、というふうに考えるのです。そうした際に、政治課題に対してタイムリーに、

自由に質問を組み立て、行うためには、毎定例会単位で質問時間というものを捉える必要があると、そのほうがふさわしいと考えております。年間単位で考えると、やはり不自由さがあるというふうに捉えます。それで、毎定例会で質問を行いたいという意欲的な議員の方もおられて当然だと思っております。そういうときに、120分への拡大枠というのでは時間がやはり足りないと考えます。そして、今、村石委員のほうからもお話がありましたが、私も、共産党さんから事前にいただいた資料を見させていただきまして、他都市において、質問と答弁を含めて60分で運営している議会は多数あり、特に問題の声は聞こえてきませんので、そういった実行でも問題はないのではないかと考えております。そして、仮に60分と定めたからといって、60分間を使い切らなくてはいけないわけではありません。質問するかどうかは議員個人の自由と考え、1問だけ質問したいとして、それが10分で終わってもかまわないのです。ただ、質問する時間というものを残す、それは市民の皆さんと課題を共有する、そして、開かれた議会に向かっていく、ということが前提にありますので、ぜひ60分で導入してみたらいいかと思っております。それで、

もし、富山市議会で問題が発生した場合には、その際には、また議論をして、いろいろ改めるとか、そういった話を踏まえてもいいのではないかと思います。昨年、不祥事を起こした議会です。本当に市民の皆様、全国からも大きく信頼を失っていますから、大きく変わっていく姿をこの4年間でお示ししない限り、4年後の富山市議会は、あれだけの事態を招いたのに変われなかった市議会と、さらに厳しく批判されると思います。この一つ一つの改革提案を真剣に考え、変わった姿をお見せするためにも、60分という大胆な導入は、今の富山市議会にとっては必要な提案ではないかというふうに考えております。

久保委員

今、木下委員が言われたことも大変理解できるのですが、だとすれば、90分から30分増やした中でやってみて、問題があるかどうか。それで問題があれば変えればいいということにも、まさに同じことが言えるのではないかなと思います。もう一つは、議員の仕事は議会での質問だけではないということ、市民の皆さんには理解いただかなければ一普段、この庁舎内であったり、控室の中でも、大変多くの議員さんが、議員としての活動をしておられます。質問時

間が毎回60分なければ、議員の仕事があたかも全うできないかのような誤解を与えるような表現は、私は、あまり適切ではないかなと。まずは30分増える中で、個々がしっかりと研さんをして、これはすばらしい質問だと、もっと質問時間を長くすべきだという、市民の御理解をいただいた上で、まだ増やすべきであれば、検討をすべきではないかなと思います。

上野委員

会派光としましても、やはり、議員一人一人に定例会ごとに60分間という形で考えております。また、新たな検討事項としてフォーラム38さんのほうから提案されておりますが、一般質問と質疑は別物であるということ、いま一度考えるべきではないかというふうに感じております。仮に、年間120分とするのであれば、改めて、質疑に関しての時間数を別個で設けるという形も検討していただきたいと考えております。

押田委員

前回の議会改革検討調査会の中でも、物理的な処理ができるのかということが、この会では議論されていないと思うのです。38人になりました。60分、実際には60分かけなくてもという話になりますけれど

も、その問題はどうかになったのかということ
を話し合わなければいけないなと思うこと
がまず1点ございます。それと、各部局に
質問をしますと、当然それに返答を、答弁
をするわけですから、その対応に追われて、
日常業務が立ち行かなくなるということも
あるのではなかろうかということがありま
す。それに関してもう一つ言えば、これも
ありましたけれども、質問の質の問題です。
私も半年前に当選させていただいてから見
ましたけれども、本会議の議場で、中央政
治の悪口を言って時間を稼ぐような言い方
をしておられた方も多々見受けられるよう
な気がします。本当に市民の方のためとい
うことであれば、中央政治の悪口を言って、
時間が足りない、時間が足りないと言っ
ているのは、本末転倒だなというふうに思
います。言ってみれば一久保委員の意見もあ
りましたが、本会議場でしゃべることだけ
が全てではないと思います。実際に現場に
行くということも大切ですし、そのこと
によって議場に立つということでありま
すけれども、一般質問の場を、単なる議員
自身のアピールの場にすることはなく、本
当に市民のことを考えると、質のいい質
問をするというのが大前提ではないかなと
いうふうに考えますけど、いかがでしょう
か。

会派誠政でも、いろいろと議論を重ねてまいりました。過去には、1人頭の質問時間が20分で、答弁時間は制限されないということがあったと、以前、私も議員になってから聞いております。ただ、ずっと歴史をたどる中で、私も2期目なので細かいところはわかりませんが、このようになった経緯というものが多分あるというふうに思っております。その経緯を全く無視して、何でもすればいいという問題ではないと思っております。今回、これまで年間90分という時間を、年間120分にするという、言ってみたら先ほども御意見の中にございましたが、30分という時間を選択すれば、年4回質問ができるということになります。そういったことがあって、先ほども押田委員のほうからもお話がありました、やはり、質問の質など、私もここで4年、議員として活動する中で、毎回同じような質問—自分が思っているような答弁が得られないから、またするのだという話は確かにあるとは思いますが、同じ質問を繰り返して行くと。質問の仕方を変えないで同じ質問をしても、同じ答弁しか返ってこない。これは仕方のないことだというふうに思っております。やはり、これで120分にしてしまったら、もう絶対に、この後、延ば

すことができないということではないというふうに思いますので、これからも、こういう場で議論を重ねながら徐々に徐々に、最終的には、皆さんが言うように、自由に質問ができるような議会改革が進んでいけば、いろいろな意味で、一番いいのかなと、私は思います。とりあえず、今、議論にあります120分でやっていくべきだというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

佐藤委員

我が公明党会派といたしましても、皆さんの御意見はそれぞれ、ごもつともだというふうに受けておりますし、さまざまな意見を伺っております。ただ、今回、前任期から継続審議として、このように議題が拳がっております。昨年、私どもの議会では、補欠選挙もありまして、多くの新人の方が出られて、議会の質を高めるという意味でも、これまでのように、質問の内容を精査するという観点とともに、より多くの方に、さまざまな観点から質問をしていただきたいということで、できるだけ重複を避けるだとか、そういうことは良識を見ていただくというような中で、時間の配分についても拡大しようということになった経緯で、とりあえず120分という提案がありまし

た。私は個人的にも、また、会派としても、これは歓迎すべきだということで、拡大に賛成という方向であります。前進をすることが大事ですので。制限というみなし方をするのもどうかと思うのですけれども、他都市の状況を見ても、現実には、年に4回の議会で、ある程度協議する――一般質問、代表質問、議案日程等も、当然、ある意味では制限されているわけです。そういう中で、私も旧富山市から議員として当選させていただきましたが、当時は多分、内規といいますか、大体60分程度で終わるという感じでやっていましたが、それぞれ過度なパフォーマンスに終始するということなく、粛々とやっていたということもあります。今ほど尾上委員も言いましたけれども、本来の姿に戻したいというのは、当然、僕もあるわけですが、やはり、新人の方も多い中で、より精度の高い質問をやっていくという意味でも、または、時間的な拡大をするという意味でも、とりあえずは、まず、絞ったところという表現がいいのかはわかりませんが、さらに広げるという観点と、120分というのは、まずはここからスタートさせていただいて、やはりそれぞれ、新しい方が半分以上いらっしゃると思いますので、そういった方々の御意見もし

っかりと取り入れて、また次への改革へ進むと。新たな審議内容も、それぞれの会派で、今回相当出しましたので、そういった意味で、しっかりと検討し、この調査会でさまざまな観点からこういったものも詰めていきたいというふうに思いますので、とりあえずは、差し迫っている次の6月議会もありますし、これは継続で協議がなされてきましたので、このまま平行するわけにはいきませんので、まずは120分というこの提案に賛成するという思いできております。

竹田委員

質問時間の長いことをもって尊しではないのですね。やはり質問の質、特にこれだけ批判を浴びた市議会ですから、やはり、議員提案なり、政策提言なり、こういうことに重きを置かなければ。単にパフォーマンスであったり、個別的な小さな質問というか、疑念を晴らすような質問よりも、本来、外に開かれて、そして、市民にも共感を得られるような、そういう質問の趣旨でやらねばならない、こういうことを思うわけです。だから、この時間ばかりに、何か非常にこだわっている。ですから、そうではなくて、そういうことであれば、時間を徐々に延長していけばいいと。もう少し、量と

質、このことについて、しっかり議論をしなければいけないと思います。それが議会の役割だと思っています。

村石委員

いろいろな意見が出ましたが、一番大事なのは、私たちには、市民への説明責任があるということ、私たちは必ず意識しないといけないと思うのです。市民に説明するとき、富山市議会は年間何十分と決めて、会派にそのような質問時間が割り当てられます。そういうところは他にありません。これをどう説明するか、ということがあります。ですから、年間の持ち時間を会派に渡すのではなくて、一人一人の個人が、毎回質問時間を持てるようにするということが、まず一つ整理すべきことだと思います。続いて、時間は、やはり他都市の状況も参考にすべきでしょう。県内においても、60分というところが幾つもあります。例えば魚津市、それから小矢部市、入善町とか朝日町も60分です。中核市だけではなくて、富山県内の自治体の議会でも60分が多い中で、1回当たりというか、120分を4で割れば30分ですけど、30分にするということが、果たして、市民にしっかりと説明ができるのかということ、皆さん一人一人考えるべきだと思います。そ

れと質のことを言います。質と質問時間を今、一緒に考えるべきではありません。時間は時間として協議をする。質問の質は当然高めていかなければならない。それは、一人一人が質問に立って、その質問がどうか、先輩議員に聞いてもいいし、会派の役員に聞いてもいいし、それは相互に、互いに切磋琢磨しながら質を高めていくということなので、今ここで、質と質問時間を絡めて議論することではないというぐあいに思います。

赤星委員 おととい、この資料を配らせていただきました。これは、昨年の5月に議会事務局を通じて全国中核市と県内他市町村議会を調べてもらったものです。なぜその時期に調査をしたのかとといいますと、昨年の5月といえば、議員報酬の月額10万円引上げ問題が大問題となっていたときです。私は、富山市議会は10万円の報酬……

座長 赤星委員、質問時間のことについての議論なので、それないようにお願いします。

赤星委員 ですから、ふさわしい活動をしているのかということ調べる必要があったので調べたものから、質問時間を抜粋したものです。

これで見ますと、先ほど村石委員がおっしゃられたように、県内市町村議会でも答弁を含めて60分のところが5つありまして、質問部分だけで30分とか20分というところも5つあります。富山市議会より短いのは上市町だけで、富山市議会は県内議会の中でも大変短くなっている。そもそも、一般質問のことをどういうふうに考えておられるのか。先ほど、議員の仕事は議会での質問だけではないとおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。いろいろな仕事があります。ですけど、一番大事な仕事で、議員にしかできない仕事というのが、議会での発言ではないでしょうか。市民の皆さんとふれあって、いろいろな御意見を聞いて、それを議会で質問として発言をする。議会の発言の中で一番大事な仕事が、一般質問であるというのは、これはもう全国的に、地方議会の常識になっております。実はそのことは、平成12年に、当時の旧富山市議会議長が一県内の市議会議長会が主催されて、分権時代にふさわしい議会改革という研修会が開かれました。そこで講師だったのが、全国市議会議長会の調査広報部長だった加藤 幸雄さんです。この方が全国市議会議長会として議会の活性化について調査検討して、まとめた結果、一般

質問はなるべく回数や時間制限をしないことが、議会の活性化に重要なのだというお話をされていまして、それは、まとめた冊子にも、きちっとそう書いてあります。ですので、最低でも、定例会ごとに、議員一人一人に60分までは保障するということが、どうしても必要だと思います。これまで、合併後2年くらいたって、年1回、質問部分だけで20分という制限が、共産党と、当時1人会派の無所属議員だけが反対しましたけれども、それが導入されてから、議会の劣化が始まったと言えるのですよね。それはなぜかということ、年1回しか質問しなくていいのだということになりますと、どうしても勉強をしなくなる。それで、どんどん劣化が進んで、まともに政務活動費を使わない方々が、ああいうふうな不祥事を起こしたり、長年にわたってそういうふうになる……

座長 赤星委員、論点からそれないでください。

赤星委員 そういうふうになっていった経過を考えれば、やっぱり90分から120分ではなくて、毎回質問するかしないかは各議員の自由です。質問する議員は、短くてもいいのですよ。十分、質疑、質問が果たせるよう

に、最低でも60分は保障するべきという考えです。それと、先ほど上野委員がおっしゃったように、議案質疑と一般質問は、全く別のものですから、以前、別々にしていたように、私も別々にするべきと考えます。

佐藤委員

何度も恐縮なのですが、論点が一赤星委員がおっしゃるとおり、議会改革全体のことを今しっかりとやらなければならないということで、先ほどの市民への説明責任というお話もありましたけれども、これはやっぱり二元代表制としての議会、議員が、どういう政策を打ち出していくのかということについての説明責任は当然あるべきだと思いますし、こういった一つの、まず時間ということについても、きょう決定をしたら、当然それはそれで、私も責任を持って説明責任を果たしていく、それは当然その覚悟であります。やはり議会全体の活性化ということで、多くの論点を今回また掲げました。今は、質問時間についての討議ですので、これについては、一旦どうしても結論をつけて、そして、さらに改革すべき点—当然、時間配分等についても、やっていくべきだろうと思っております。先ほどおっしゃったように、予算特別委員会を入

れたこともありますし、いろいろなことを検討して変えてやってみました。そういう中で、確かに、一般質問の形骸化が議会全体の質の低下につながったということが一実際それが直結するのかわかりませんが、重ねますけれども、いずれにしても、今、多くの方が新人でいらっしゃると思いますので、当然、先輩議員もいろいろなことをアドバイスするだろうと思いますけれども、やはり、まずは、毎回議会で質問もでき得るような可能性と、恐縮なのですが、全体的な議会運営上、議運的な立場で考えてみても、ある程度同じ思いで、まずはどこからスタートするかということ、どこかでまず決着点をつけないといけないと思います。恐縮ですが、やはり、前進するという意味で—それは説明をでき得ない内容ではないと私は思っておりますので、ここからスタートでどうかと思います。

大島委員

私は1人会派ですから、90分から120分になるということによって、全定例会に30分の質問をいただけるということで、ありがたく頂戴したいという思いはありますが、これで3回目でございますけれども、どうしても納得できません。議員の活動

というのは一般質問だけではないというのは十分わかりますが、やはり、本会議で発言をして、永久にその発言が残り、責任を取るということにおいて、これほど重要な活動はありません。そして、尾上委員から、以前のことはちょっとわからないと言われましたが、以前は、議員1人、1年間に1回しか発言できないという時代もあったわけで、ようやくこの90分までになったということですが、皆さん方は会派で質問時間を考えるから、割と余裕があるように思えるかもしれませんが、1人会派、2人会派にとっては、この時間というのは、非常に貴重なものです。私はたまたま補欠選挙で出ましたから、12月議会と3月議会において、90分で45分ずつ一般質問ができましたけれども、1回目の12月議会では35分でした。これは、1分でも超過すれば45分消費してしまうので、余裕を持って45分にしましたけれども、こういうことを考えると、去年は特別な不祥事とか、いろいろイレギュラーなことがありましたから、質問時間が多く残っておりますけれども、かなりの議員、会派の人が質問をしないとか時間を残す方がいらっしゃるといって、そういう気持ちの中で、同じテーブルで話をするというのは、いかがなものかな

というふうにも思っております。できれば、必ず60分まで、1定例会に質問をする覚悟をお願いしたいところではありますが、無理は言いませんが、せめて、答弁を含めて40分や45分くらい、時間をいただきたいという思いがあります。私は、この新たな検討事項にも書きましたが、1年間に会派がどのくらい質問時間を残すかということ、ぜひ記録をしていただいて、皆さん方に見ていただきたいという思いがあります。議会の日程も、一般質問の予備日もあるわけでございますので、本当に時間が足りなくなったということが起こるのかどうか。一定例会に60分というふうに設定しても、必ず、60分までやらないといけないというわけではないので、30分でも45分でも選択できるわけですし、選択しながら、それ以下で終わる方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひその辺は……。120分というのは、本当に私にとっては、喉から手が出るほど賛成したいわけですが、今回はもう少し確保したいという意見を持っておりますので、よろしく申し上げます。

高田委員

定例会は4回ありますが、今までは質問時間が90分だったために、30分ずつやっ

ても3回、最高で3回でした。でも、これを120分にすることによって、毎回、やろうと思えばできる時間数になったわけなのですよね。時間のことだけで言えば、先ほど、どなたかおっしゃっていただきましたけれども、いきなり1回当たり60分に増やさなくても、120分でやってみて、だめだったときに、これではどうしても足りないのだよと、みんながそういうふうになったときに、それをまた、延ばしていくという検討の方法でいいのではないかなという思いしております。全員が質問しないかもしれないから、とりあえず60分の枠は確保しておくという御意見はわかるのですけれども、それで、例えば本当に議会の運営ができなくなることも考えられるわけで、まずは90分が120分になるという、1歩前進したところから始めて、どうしても問題があったら、次にまた前進する方法を考えていくという方向で考えていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

江西委員

やっぱり、まず、私たちも本当に市民目線に立たないといけないと思うのです。その中で、よその市議会の時間は、あまり参考にならないと思うのです。私たち自身が、市民の皆さんがどう思うかということ、

しっかりと見なければならぬと思います。その中で、私は4カ月間、議会を見ていたのですけれども、私の議会の登壇日にも、私の友人がたくさん見に来て、その感想が「もう辟易した」と、そういった感想でした。向かいのほうに記者の方が座っておられますけれども、仮に私たちが、同様に質問を、60分とか45分で、あれだけの中身のものを、あれだけの長い時間でもし質問されたら、私なんかは最後まで黙って聞いていただけるのか—これは本当に質の問題ですけど、途中で止めて、本当に聞きたいことは何ですかというような発言に至る質問が、本当に多かったのではないかなと思います。これは私たちも含めて、反省しなければならないと思うのです。多くの人が見に来れるような、まずそういった議論の技能を身につけてから、時間の延長をすべきではないかなというようなことを、私はこの4カ月間の議会を見て、本当に痛感したような次第です。まずは、今の高田委員と同じで、新風会の頃も、4回、少なくとも自分で工夫しながらです。毎回質問できるチャンスを与えられることを切望しておりましたので、120分でいいのではないかなというふうに思います。

座長 最後に、前座長である村家委員から、経過も含めてお願いします。これでこの議題については、4回目か5回目になると思いますし、相当な回数・時間を費やしておりますので、その辺をひとつお願いします。

村家委員 前座長をさせていただいておりました立場から、今、いろいろと皆さんの意見を聞かせていただきました。結論から言いますと、もうそろそろ、この質問時間については、決を取ってでも決めなければならないという時が来ているとっております。それは、やっぱりこの問題は、昨年ずっと話し合いをしてきたわけでございまして、先ほどから言われるように、年4回の定例会、30分ずつでも4回できるという立場から—30分延ばしたということで、私は、これは妥当でないかなというふうに思っています。それといろいろと、私も長い間議員をさせていただいておりますが、やっぱり重複をする質問が結構あるのです。それと、6月に議会で言ったのに、また9月に同じことを、自分が納得いかなかったから再度取り上げるとか。そういう質問は、絶対にやめるべきなのです。皆さんが言われるように、やっぱり質の高い、中身のある質問ということであれば、十分に時間の調整は自分で

できるのです。それから、先ほども言われておりますように、一般質問だけが議員の仕事ではないのですよ。委員会もありますし、毎日、当局の皆さんは仕事をしておられるわけですから、部屋に呼んで、いろいろと聞けばいいではないですか。裏を返せば、一般質問がパフォーマンスか何かのように、それをやっている人間が、一生懸命仕事していて、一般質問しないから、議員の仕事していないとか、はっきり言って、そういうことはまことにナンセンスですよ。だから、この30分という自分に充てられた時間を、それをどう使うかは、これから、やっぱり質の、議員一人一人の質の問題にかかわってきますよ。毎回できるのですから。その部分だけでも、それだけのものを与えたのですから—与えたという言葉はおかしいですけども、できるのですから。それでやってみて、皆さん聞いておられるわけですから、それでどうしても足りなければ、来年また議会改革検討調査会で—これはずっと続きますから、いろいろな状況を見ながら反省点を踏まえて、また45分でも60分でも、延ばせばいいと思います。

村石委員

先ほど、60分にしたら物理的に保障できるのかという話もありましたけれども、今

の申合せでは3日間の一般質問の日を取っています。それは議会運営委員会として、1日予備日として、4日間取れることになっています。従って、4日間あれば、60分になってもそれは保障できるというぐあいに、私は考えます。それと、日常業務が立ち行かなくなる……

〔「それは無理でしょう」と呼ぶ者あり〕

村石委員 質問しない人もいるので。

〔「それはわからない」と呼ぶ者あり〕

村家委員 今、新人の方がこれだけ、半分以上おられますので、誰が見ても間違いなく登壇されますよ。

村石委員 もう一つだけ言います。日常業務が立ち行かなくなるというのは、基本的には、集中して質問事項を出してしまうことで、日常業務が立ち行かなくなるので、基本的には、質問を考えている人は、1カ月前からとか、1カ月半前からとか、いろいろと時間差をかけてそれぞれが質問を考えていけば、立ち行かなくなるということは一概に言えないというぐあいに思います。

久保委員

皆さん「市民が」という言葉を接頭語で使われていますが、今回30分ずつ4回のチャンスの中で、本当に市民の皆さんが議会の質問を延ばすべきだと、そういうふうに言われたら、当然、この議会改革検討調査会の中でも、延ばすべきだという議論が、各会派から当然もっと出てくるものだと思います。中には、やはり議会の質問の中にパフォーマンス的な要素があるのではないかとか、それ以外でもちゃんとできるのではないかという皆さんの意見の中で、まずは4回できるということなので、そこに関しては、足りないと言われる議員の皆さんが、ことし1年、しっかりとした質問をして、市民の皆さんからもっともっと議会の質問時間を延ばすべきだという声をまずは聞くべきではないかなというふうに思います。私の周りでは、議会の質問時間を延ばしてくれ、延ばさなければいけないという声は、少なくとも私の耳には入ってこないで、そういったところも、市民の声として、まずは今の現行案を採決するべきではないかなと思います。

押田委員

先ほど村石委員が言われましたけれども、3日間の一般質問に、予備日が1日で4日間。議長、副議長を除くということで、3

8人から2人引きまして36人。60分を前提にした場合、1日6時間フルでやったとしても、6掛ける6で36と、6日間になります。質問をしない人を前提に議会を組み立てるのは、ちょっと乱暴なのではないかなというふうに思います。

大島委員

久保委員がおっしゃるように、30分を4回というのは、私のような1人会派だけの場合です。会派に時間を与えるわけですから、自民党の方が、例えば1人だけ他の方の時間をもらって、90分を4回とか、そういうふうにとできるということを、ちょっと認識していらっしゃるかどうかだけ、確認をしたい。それから、押田委員がおっしゃられた物理的に無理だというのは、今までの経験上、全員やったということはないですし、それから30分の方もいけば45分の方もいらっしゃるの、平均値を取ればと、そういう経験値から言われたことであり、物理的に困難というのは、ちょっと乱暴な話かなというふうに思います。

木下委員

もう1回確認なのですが、一般質問は、単に個人プレーとかスタンドプレーの場ではないと、私は考えております。そうではなくて、先ほど御説明したとおりで、

皆さんの中からも御意見が出ましたけれども、もちろん個別に解決をしたい案件であれば、一般質問ではなく、担当部局と直でお話をすればいいのです。そうではなく、一般質問でやるということは、社会に向かって公開するという事です。つまり、市民や社会を巻き込んで、この政治課題と一緒に考えましょう、そして、これを解決していきましょうということをお話するのが一般質問なのです。そこはアピールとか、そういった個人の利得とかそういうことではなくて、そういった意味があると、私は考えます。そこを履き違えてしまうと議論がずれてしまうのかなと思いますので、ぜひそこだけは、ちょっと確認をお願いします。

佐藤委員

何度も恐縮なのですが、今はやっぱり時間の問題についてのテーマですので、さまざまな御意見は十分わかるのですが、例えば、やっぱり乱暴な、60分掛ける36人というような計算をしても、実際に市民の方から見て、議会が何をやっているのか、どういう内容、テーマで、今、何を課題としてやっているのかということ、皆さんに理解をいただくためには、内容の吟味は当然いるでしょう。ただ、時間があればいいということでもありませんで

しょうし、各会派は会派を形成していますので、当然、会派としての思いというものも、代表した方の質問に入れるということもやっていきますし、単純に、例えば60分を一先ほども言いましたけれども、本来は、私も60分という暗黙の了解の中で議会をやってもいいというのはあるのです。けれども、それにしても結局、議会運営委員会だとか、各派代表者会議等で、やはりそこをそれぞれ、時間配分だとか一時間ではなくて日程ですね、日程等の調整をしてくださいという話には必ずなると思うのですね、現実の話として。ただ、みんなが質問すればいいのだと。それこそ乱暴な話になるわけで、それをいかに、議会人という言い方がいいのかわかりませんが、市民の代表として、この時期にこの質問をしておきたいということを会派内で丁寧に、そしてまた、他会派の方にも理解いただけるような、当局に対して、議会として、今、何をテーマにしようかということを知りやすくしていくということを、今回、この議会改革検討調査会の1年間のテーマにしていくべきであろうと思います。重ねて申しわけないのですが、この質問時間について、いろいろな意見があちこちに飛び火してしまいますので、思いはそれぞれわかる

のですけれども、やはり一つめどをつけて、そしてまた次へのステップを図るべきだというように私は思いますので、できれば採決ではなくて、何とかきょうは、先ほど前座長もおっしゃいましたけれども、一旦、決をとるべきときに来ていると思います。それはやっぱり120分でスタートするというので、ことし1年、さまざまな観点からきちんと丁寧に、内容をどうだったかということも含めて、それぞれがいい意味で、その都度、私たちも反省をしながら、よりいいことができないかということをやっぴり改善をするべきだろうと思いますので、どうでしょうか。

座長 過去にもずっとこの議論を重ねてきておりますし……。

赤星委員 座長はそうおっしゃいますけど、改選後、初めてですよ。初めての議論なのですよ。まだ11時前ではないですか。1時間もたっていないのですよ。

座長 しっかりと行ってください。人の批判だけではなくて議論をしてください。

赤星委員 別に批判したわけではなくて、本当のこと

を言っただけです。先ほど、当局側の本来業務に支障が出るとおっしゃいましたけれども、議員の質問に答えることは、本来業務ではないのですか。議会は、日本国憲法に位置づけられています。その議会の議員の質問に答えることだって、本来業務の1つであります。

〔発言する者あり〕

村家委員 赤星委員、質問することだけが議員の仕事ではないのですよ。

赤星委員 それはそうだと。

村石委員 前の文章があったので。

赤星委員 質問することだけが、議員の仕事ではないということは、私もそのとおりだと、先ほどから言っています。だけど、その中でも1番大事な発言が、一般質問だということで、そうではないということ、今どき全国に向かって言えますか。そんなことを言ったら恥ずかしいですよ、今どき。それと、重複する質問とおっしゃいましたが、私が今まで聞いておりました、重複しておられたのは、自民党さん同士ではなかったかな

と思っております。前にやった項目を絶対にやってはいけないとか、それはないと思うのですね。その時々で、進行状況とか、どう進展したかと確認しなければいけない問題もありますので、そういうことに、今、言及すべきではないと思います。それと、毎回できるからいいのではないかという御意見については、毎回できないこと自体がおかしいのであって、できて当然なのです。それを、年に1回だとか、30分に分けても年に3回だとか、そういう変な制限をしてきたことが問題だったわけです。ですから、こういう議論の場になっているわけなので、そこはよく考えていただきたいと思っております。

村石委員

議会での質問について、ある部長さんは、私にこう言われました。「議員さんから質問していただいたほうが、私たちも勉強になる。自分たち、行政を担っている者にとっても勉強になるので、ぜひ質問してください」と言われました。それと、議会の場は、議員が質問すると同時に当局側の政策のアピールというか、政策の説明もできるのですよ。当局側はこういう政策を、こうこうこういう理由でこういう政策にしました、こういう予算をつけました、というこ

となので、議会は議員だけのパフォーマンスとか、そういう問題ではなくて、行政側として、あるいは市長として、副市長としての考え方を市民に向かって、議員に向かっても言いますけれども、市民に向かっても説明する。それが議会なのです。ですから、パフォーマンスとかそういうのは、あまり言わない方がいいと思うのです。あと、最後は、私は基本的に、座長と副座長であっせん案を考えて、あっせん案を示して、120分派と、そうではない派に、あっせんしていただければいいと思います。多数決はだめです。お互いに話し合っ、ここまでならお互いに歩み寄れようということを決めるのが、今回、大事だと思います。ですから、座長、副座長は、あっせん案を考えて、それぞれのところへ提示して、それぞれの意見を聞いて、最終的には座長、副座長でまとめた案を出していただけないでしょうか。

座長

村石委員、御提案をいただいて、ありがとうございます。ここに村家委員もおられますが、昨年からずっとこの時間について、年間120分と毎回60分という、大体2つの方向で平行線で来たと思うのですね。先ほど、改選してから初めての調査会だと

言われた方もおられますが、継続審議として残ってきたこの議題を、今また審議しているということを少し押さえておいてほしいのです。改選後初めての議会、6月定例会がスタートいたします。ですから、ここは、佐藤委員もおっしゃったとおり、1歩一歩半歩かもしれませんが、前進した中で、この新しい、改選後の議会を運営していくという方向で、この議会改革検討調査会では一定の結論を出していくべきだというふうに、私は思っています。それで、採決はだめだということではありますが、最終的には、議会は「議して決する」ですから、そういうことになるかと思えます。ともかく、きょうのこの調査会で決めないと、6月定例会に間に合いませんので、きょう、結論を出すか出さないかについて、皆さんの賛否を取りたいと思います。座長案では、6月定例会から新たなスタートを切るために、決めたいというふうに思っておりますが、決めることに賛成の方の挙手を求めます。

村石委員 内容が……。要するに、きょう決めるか決めないかということについての……

座長 そうです。まず、きょう決めるか決めないかという話です。

村石委員 中身の案は、まだ提示されていないということですよ。

座長 今、提示されておりますが、まずはその前段として。

村石委員 意味が分からない。

座長 きょう決めるべきでないと言われるから。

佐藤委員 きょう決めなければ90分のままという可能性は大になるということもありますから、きょう中に決めようということ、今、1回諮ろうということですよ。

村石委員 私が提案したのは、きょう決めるにしても、今出ている2つの案で多数決をして決めるのではなくて、その間に入って、座長と副座長とで汗をかいていただいて、案を決めた上で、きょう、これで決めたいと思いますという提案をすべきではないでしょうか。

座長 座長としては、きょう決めたいということですよ。

村石委員 中身がない。

村家委員 村石委員、ずっと90分になりますよ。今までそれで、そうやってきたのだから、1歩前進ではないですか。

村石委員 前進ではないです。

赤星委員 前進ではないです。

木下委員 6月議会に間に合わせるということに、どうしてもこだわらないといけないのですかね。今、これだけ話が膠着しているではないですか。そうであれば折衷案を、例えば、議員から出してみるとか。そういう時間を設けてもいいのではないのでしょうか。その上で、それをもう1回もんでみる。

座長 これまでも、同じことをずっとやってきたのですよ。折衷案という話はないでしょう。まず実行して、その結論を見てやるということで、私はいいと思いますので。何もやっていないのに折衷案というのは……

村石委員 要するに、今、120分の場合は、例えば、一定例会ごとに30分ですよね。30分掛ける4。60分になると60分掛ける4ですよね。じゃあ、大島委員が言われたように、40分とか45分の話もあるのではな

いかという意見もあったわけですよ。だから、そういう意見を含めた上で、これくらいの時間でお互いに歩み寄ろうと。じゃあ、このくらいの時間でどうかというのを、私たちが言うのではなくて、座長、副座長のほうで、あっせん案をつくっていただけないでしょうかという意味です。私が言っているのは。

赤星委員 私も、そういう折衷案というのは、ありだと思います。どっちかこっちかで多数決というのではなくて。6月議会に間に合わないとおっしゃいますけれども、まだ、あしたから始まるわけではないし、もう1度くらい開いてもいいのではないかと思っております。

佐藤委員 折衷案を、もし座長に示していただけるなら、それに賛同されるという前提ということによろしいのでしょうか。

村石委員 はい、そのとおりです。そういう案が出れば賛成いたします。お互いに歩み寄った内容なら、賛成します。

木下委員 折衷案と言いますか、第3の案ですよ。こういったのではどうかということで、そ

れこそが、政治的解決と言いますか、お互いが歩み寄れる、妥結する妥結点を見出すということだと思しますので、委員のほうからも出せるようにしていただけたらと思うのですが。

村石委員

木下委員が言うこともわかるのですが、それぞれの政策判断があるので、今まで60分と言っていたのを急に何とかというのはなかなか言いにくいので、ここはやっぱり座長や副座長がまとめる、あっせん案というものを示していただいて、60分の人も30分の人も、お互いが歩み寄れる案を、座長の権限で出してもらうことが1番だと思います。

竹田委員

継続審議がされてきて、現在もこういう膠着した状態ですよ。意見がほとんど収れんしているというよりも、かなりそれぞれの意見が拮抗しているというか、対立しているというか、こういう状態ですよ。私が冒頭に申し上げたのは、必ずしも時間という概念ばかりよりも、質の重視ということは、これはどなたも異口同音に、結果的には村石委員も質問の中身の話で、同じようなことをおっしゃっておられるわけですよ。だから、そういうことを考えますと、やは

り、そういうことに向けて我々がお互いに、市当局をうならせるような質疑を繰り返す。そういうことが議会に求められているので、何もどこやらの市が120分にしているからとか、そういうことをまねようということではなかったはずですよ。

〔「それは違う」と呼ぶ者あり〕

竹田委員

いや、それが実態として、どこまで開かれた議会で、市民の声を反映しているのかということは、また別問題ですから。いわゆる先進地というものが、ある場合もありますし、ない場合もある。単に形式的にまねただけではだめだと。だから私は、やっぱり議論はいつか結論を出して、そのかわりに、これで終止符ということではなくて、次に改善をしていくと。それは政務活動費のあり方にしても、次に改善をしていく、一歩前進という形態を取らないと、前に進まないではないですか。だから私は、できれば座長の指示によって、きょう、結論を出すような方向に賛成いたします。

久保委員

継続審議の内容は、90分から120分にするということです。この120分にするということについて皆さんの決を取った上

で、新たに各会派なり各委員から、今後の課題として、さらに拡充を求めるということであれば、それが一番現実的な話ではないかと。この120分にするのもそのものが、30分の延長そのものが、この場において反対されるということは、せっかく延びる話をしているわけですから、私はそれを座長に全てお任せするのではなくて、ここに選ばれた委員として、ここで決に参加をしたいというふうに思っております。

上野委員

仮に今ここで決を取った場合、一体どのタイミングで再度議論をするのかということを示されたほうがいいのではないかなというふうに感じたのですが、いかがでしょうか。

座長

きょう、90分から120分ということについての結論が出れば、議会運営委員会に諮られて、6月定例会からそのような形で一般質問に入ると思います。それから、他の項目については、今、新たな協議事項もたくさん出ましたが、さっき言ったとおり、短期・中期・長期という形の中でまとめて、この議会改革検討調査会の中で継続して協議がなされていきます。改めて60分のことも出ていましたから、これも含めて一き

よう例えば120分になったとしても、毎回60分の持ち時間についての協議はまた新たに出ておりますから、そのことは、新たな検討事項の中でまたテーブルに乗ってくる議題になります。

村石委員 弱い。

座長 弱い強いではなくて、村石委員、会議というのはそういうものでしょう。よろしいですか。

村石委員 先ほど言ったとおりです。

座長 それでは継続審議の、一般質問の年間持ち時間を90分から120分にするこついで、賛成の方の挙手を求めます。

〔採決そのものに反対〕と呼ぶ者あり〕

〔賛成者挙手〕

座長 8人です。それでは改めて、反対の方の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

座長 5人です。それでは、きょうの議会改革検討調査会で、継続審議でありました、一般質問の年間持ち時間を90分から120分にするという協議事項については、賛成多数で、120分にするということで、議会改革検討調査会の結論として議長に報告させていただきます。

佐藤委員 先ほど、折衷案というお話もありましたけれども、私も当初から申し上げておりますように、まずは1年間ということになるかと思いますが一私の案としては、先ほど皆さんがおっしゃったように、また、座長もおっしゃったように、当然、次への改正はあるという前提で、賛成をさせていただきました。これはもう皆さんも多分同じ意見だと思うのですね。ですからそこは申送りとして、当然、今後も議論を続けるという点も補足していただけたらと思います。

村家委員 この時間の件については、昨年から継続審議ということで、きょうに来ているわけでございまして、このまま、また継続ということになりますと、ずっと90分のままなのです。だから30分延びたということで、1歩前進というふうに捉えていただければいいのかなということを思っております。

大島委員

今、120分にさせていただいたのは、私にとっても非常にありがたいことですが、これから継続審議をする中で、質問の内容については、その議員みずからが、パフォーマンスであろうと、ひどい質問であろうと、全て、みずからが責任を取るわけでございますので、今はケーブルテレビやインターネット中継、議事録等もありますから、今回の時間の話をする中で、自民党、共産党とか、そういう内容が悪いとかの話は、しないでいただきたい。それは前提だと思うのですよ。その個人が責任を持ってやるわけですから。その個人攻撃みたいな内容で、こんな内容ばかりやっているから時間がないとか、繰り返すとかということは、できれば避けていただきたいということを、ぜひお願いしたいと思います。

座長

それでは、ただいま決定いたしました、一般質問の1人年間120分以内の取扱いについてですが、従来どおり、年間の会派持ち時間制ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。
また、この取扱いについては、6月定例会

から実施することとしたいと思いますが、
それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。
ここで一つ御相談なのですが、今回、一般
質問の持ち時間が増加したことで、今後の
各定例会の一般質問者数も増加することが
予想されます。そこで、円滑で安定した議
会運営を行うために、一般質問の一定例会
での質問時間について、これまでの最長9
0分としておりましたが、60分に見直し
てはどうかと思います。最長90分とい
うのはやめさせてもらいたいということ
ですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、今後の一定例会での一般質問時
間は、30分、45分、60分から選択す
ることと決定いたします。
ここで、次の検討項目である、ケーブルテ
レビの放映につきましては、事前にお知ら
せしておりましたとおり、経費の試算も提
示しての協議となりますことから、非公開
としたいと思いますので、報道機関、傍聴

人、傍聴議員の皆さんには御退室をお願いいたします。

〔報道機関及び傍聴人、傍聴議員退室〕

〔以降、非公開にて協議〕

座長 これで、本日の協議事項は、全て終了しました。

 本日、御協議いただいた項目につきましては、私から議長に報告することといたしますので、御承知おき願います。

 次回の開催日程については、正副座長で協議して、改めて御案内したいと思っております。

 これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

平成29年5月17日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 柝 山 数 男

署名委員 竹 田 勝

署名委員 木 下 章 広